

認定制度の概要

- 実施主体 栃木県・全国健康保険協会(協会けんぽ)栃木支部・健康保険組合連合会栃木連合会
- 対象事業所 栃木県内に事業の拠点を有し、別に定める認定基準を満たす事業所
- 認定期間 認定の日から3年間
- 申請書提出先 加入保険者により提出先が異なります。詳細は下記をご覧ください。

申請受付期間は、例年4月から5月の2ヶ月間です。
詳細は『健康長寿とちぎWEB』で確認してください。
認定日は8月頃を予定しています。



申請方法

健康長寿とちぎWEBから、「とちぎ健康経営事業所認定申請書(様式1)」等をダウンロードいただき、必要書類を添付の上、下記の宛先へ提出してください。

- 申請書等のダウンロード



「健康長寿とちぎWEB>とちぎ健康経営事業所認定制度について」

健康長寿とちぎWEB

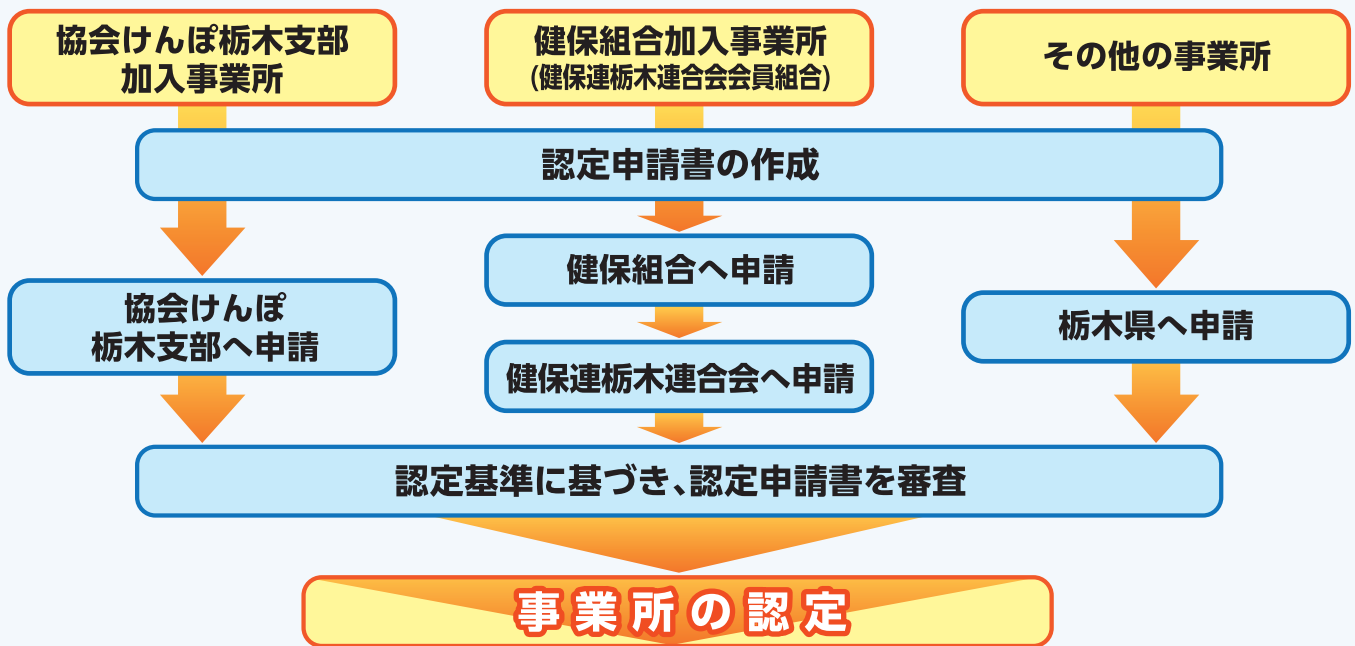
検索

<http://www.kenko-choju.tochigi.jp/contents/page.php?id=107>



認定の流れ

加入保険者により、認定の流れが異なります。



申請書提出先・問い合わせ先

事業所	申請書提出先・問い合わせ先	住所	電話番号
協会けんぽ栃木支部加入事業所	協会けんぽ栃木支部 企画総務グループ	〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階	028-616-1692
健保組合加入事業所 (健保連栃木連合会会員組合)	健康保険組合連合会 栃木連合会 (健康保険組合経由)	〒320-0033 宇都宮市本町10-3 TSビル4階北	028-612-6910
その他の事業所	栃木県保健福祉部健康増進課 健康長寿推進班	〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 県庁本館5階	028-623-3094

※郵送の場合は、封筒に「とちぎ健康経営事業所認定申請書在中」と記載してください。